

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度予算概算要求が示される
～保育対策関係予算概算要求は8,035億円と微増～……………1
- ・第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京 開催のご案内……………2
- ・障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針(案)に関する御意見の募集について
～パブリックコメント募集中：平成27年9月19日(土)(必着)～……………3

◆平成28年度予算概算要求が示される◆

～保育対策関係予算概算要求は8,035億円と微増～

去る8月26日、厚生労働省は平成28年度予算の概算要求をまとめました。一般会計の総額は30兆6,675億円の要求額となり、平成27年度当初予算との比較では、2.5%伸びて、7,529億円の増となりました。

平成27年度保育対策関係予算概算要求額は8,035億円です(子どものための教育・保育給付費負担金等の内閣府予算を含む)。

要求にあたっての考え方は、次のとおりです。

「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材の育成や潜在保育士に対する再就職支援など保育士確保対策を推進する。

また、新規事業として、保育所等の整備支援の枠において、小規模保育整備事業が対象に含まれるとともに、賃貸方式による小規模保育等の推進(賃借料の一部支援、都市部での土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援等)が予算要求されています。

さらに、保育の量拡大を支える保育士確保の関係予算では、保育士確保対策のための新規事業として、未就学児をもつ保育士に対する保育所復帰支援事業、潜在保育士の再就職支援事業が取り組まれます。また、保育士の質の向上と保育人材確保のため

の研修として、保育士試験合格者に対する実技講習や保育実習指導者に対する講習が予算要求されています（詳細は、別添「平成28年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）」をご参照ください）。

なお、消費税率の引き上げと併せて行う社会保障の充実については、消費税率引き上げ以外の財源の確保も含め、予算編成過程で検討するものとされています。

平成28年度厚生労働省の主な税制改正要望（案）では、子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設（ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部についての税制上の所要の措置を講ずる）や、保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄付税制について、所得控除限度額を現行の総所得の40%から50%に引き上げることが示されています。

◆第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京 開催のご案内◆

～「広げよう、深めよう、伝えよう、次世代までつなげることを始めよう！」～
— “妊娠・出産から子育てまで 切れ目ない子育て支援” の創造 —

平成27年10月14日（水）～15（木）の2日間、「第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京」が開催されます（主催：日本子ども子育て支援センター連絡協議会、後援：厚生労働省、全国保育協議会 他）。

以下、開催の概要を抜粋して記載いたします。開催要項及び申込に当たっては、下記URLからご参照ください。

日本子ども子育て支援センター連絡協議会第6回全国セミナー

<http://kokonet.jp/contents/?p=345>

第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京

- 主催 日本子ども子育て支援センター連絡協議会（日本子ども子育てネット）
- 後援 厚生労働省、東京都、江東区、全国保育協議会、（福）日本保育協会、（公社）全国私立保育園連盟
- 日程 平成27年10月14日（水）～15日（木）2日間
- 会場 東京TOC有明 東京都江東区有明3-5-7「有明ワシントンホテル」
- 参加対象 全国の子育て支援拠点事業実施者、保育園・幼稚園・認定こども園、行政関係者、養成校学校関係者等
- 参加費 15,000円（日本子ども子育てネット会員は13,000円）
- 内容 ※開催要項を参照 <http://kokonet.jp/download/2016/0121/youkou.pdf>
- 申込 ※参加申込書を参照 <http://kokonet.jp/download/2016/0121/sheet0805.pdf>

◆障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集について◆

～パブリックコメント募集中：平成27年9月19日（土）（必着）～

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11条第1項では、事業を所管する主務大臣は、障害を理由とする差別の禁止や合理的な配慮に関して、当該事業分野の事業者が適切に対応するための必要な指針（対応指針）を策定することとされています。

今般、福祉事業者向けの対応指針（案）が作成され、今後の対応指針の策定に当たっての参考とするためのパブリックコメント（意見）募集中です。

応募にあたっては以下の概要及び URL 記載の対応指針（案）の内容をご参照ください。

○障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150125&Mode=0>

障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する 御意見の募集について【概要】

○御意見募集期間

平成27年8月21日（金）～平成27年9月19日（土）（必着）

○御意見の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-GOV）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3591-8914

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て